

東広島市工事成績評定要領

平成 19 年 4 月 1 日 制定

平成 21 年 4 月 1 日 改正

平成 23 年 4 月 1 日 改正

平成 25 年 4 月 1 日 改正

平成 26 年 5 月 1 日 改正

平成 30 年 12 月 1 日 改正

令和 3 年 5 月 1 日 改正

令和 6 年 4 月 1 日 改正

令和 7 年 4 月 1 日 改正

（目的）

第 1 条 この要領は、市長が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導に資することを目的とする。

（対象工事）

第 2 条 成績評定の対象となる工事は、請負金額が 500 万円を超える請負工事とする。ただし、次に掲げる工事のうち市長が必要ないと認めたものは、評定の対象としないことができる。

- （１）電気、ガス、水道又は電話の引込工事
- （２）部品交換等の単純工事

（評定事項）

第 3 条 成績評定は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- （１）施工体制
- （２）施工状況
- （３）出来形及び出来ばえ
- （４）工事特性
- （５）創意工夫
- （６）社会性等
- （７）法令遵守等

（評定者）

第 4 条 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、請負工事について、監督を行う者で、建設工事監督事務取扱要綱第 3 条に規定する主任監督員、監督員及び検査を行う者（以下「検査員」という。）とする。

（評定の方法）

第 5 条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、工事成績評定書（別記様式第 1 号）により行うものとする。
- 3 項目別評点の算出は、別表第 1 から別表第 5 までに定める基準に従い算出するものとする。

(評 定 の 時 期)

第 6 条 成績評定を行う時期は、主任監督員及び監督員が評定者の場合は工事が完成したとき、検査員が評定者の場合は中間検査及び完成検査を実施したときとする。

(成績評定結果の報告)

第 7 条 検査課長は、毎年 5 月末までに工事成績評定の結果を契約課長に通知するものとする。

2 契約課長は、前項の通知後、延滞なく東広島市建設業者等選定審査会にその内容を報告するものとする。

(評定の結果の通知等)

第 8 条 成績評定の結果については、工事成績評定通知書（別記様式第 2 号）により当該工事の請負者に通知するものとする。

2 検査課長は、前項の通知をした後に、工事成績評定点公表実施要領（平成 19 年 4 月 1 日制定）の定めるところにより当該結果を公表するものとする。

(説明請求)

第 9 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、別記様式第 3 号により、工事成績の内容について書面で説明を求めることができるものとする。

2 前項の規定による提出窓口は、総務部検査課とする。

(説明請求に対する回答)

第 10 条 前条の規定により説明等を求められた場合は、工事成績評定にかかる説明書（別記様式第 4 号）により回答するものとする。

2 市長は、前項の規定により回答する場合は、必要に応じ工事成績評定審査会設置基準（平成 19 年 4 月 1 日制定）に定める工事成績評定審査会に意見を求めるものとする。

(評定結果の修正)

第 11 条 市長は、第 7 条の規定により成績評定の結果を通知した後、当該結果を修正する特段の事由が生じた場合は、工事成績評定審査会に諮り当該結果を修正するものとする。

2 前項の修正を行ったときは、その結果を別記様式第 2 号により当該工事の請負者に通知するものとするとともに、第 8 条第 2 項の規定に従い公表するものとする。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領は施行日以降に請負契約をした工事について適用し、同日前に請負契約を締結した工事については、なお従前の例による。

別表第 1

別表第 2

別表第 3

別表第 4

別表第 5

別記様式第 1 号

別記様式第 2 号

別記様式第 3 号

別記様式第 4 号